

東関東アンサンブルコンテスト実施規定

(総 則)

第1条 東関東アンサンブルコンテストは、各県大会で選出されたグループが参加して毎年1月に実施する。

第2条 実施会場は、その年ごとに東関東吹奏楽連盟理事会でこれを定める。

第3条 選出母体となる県吹奏楽連盟（以下「県連盟」という）は次の通りとする。

栃木県吹奏楽連盟 茨城県吹奏楽連盟
千葉県吹奏楽連盟 神奈川県吹奏楽連盟

第4条 理事会は毎年10月末日までに、その年度の東関東アンサンブルコンテストについての参加要項など必要事項を決定する。

(実施部門 および 参加人員)

第5条 実施部門は次の通りとし、参加団体は所属する部門に参加するものとする。

- ① 小学生部門 ② 中学生部門 ③ 高等学校部門
- ④ 大学部門 ⑤ 職場・一般部門

第6条 各グループの編成は3名以上8名までとする。原則として県大会の参加人数を越えてはならない。

(資 格)

第7条 各部門の参加資格は次の通りとする。

(1) 小学生部門

構成メンバーは、小学校に在籍している児童とする。

参加形態は以下のとおりとする。

- ① 単独校 従来どおりの参加形態
- ② 合同バンド

部員不足により、単独の学校单位で本大会に参加できない小学校が、学校長の許可のもと編成する団体。

- ③ 地域バンド

任意の個人または団体が組織し、小学生^{※1}で構成された団体。

(2) 中学生部門

構成メンバーは、中学校に在籍している生徒とする。（同一経営の学園内、または同一団体内の小学生^{※1}の参加は認める）

参加形態は以下のとおりとする。

- ① 単独校 従来どおりの参加形態。
- ② 合同バンド

部員不足により、単独の学校单位で本大会に参加できない中学校が、学校長の許可のもと編成する団体。

③ 地域バンド

任意の個人または団体が組織し、小学生^{※1}、中学生^{※2}で構成された団体。

注：部員不足により、学校単位で本大会に参加できなくなる小学生や中学生に参加の機会を広げる趣旨で合同バンドや地域バンド等の参加を認める。

※1 小学生

学校教育法で定める小学校、義務教育学校前期課程、特別支援学校の小学部に在籍する児童をいう。

※2 中学生

学校教育法で定める中学校、義務教育学校後期課程、中等教育学校前期課程、特別支援学校の中学部に在籍する生徒をいう。

(3) 高等学校部門

構成メンバーは、同一高等学校に在籍している生徒とする。(同一経営の学園内小学生・中学生の参加は認める)

(4) 大学部門

構成メンバーは、同一大学(大学院も含む)に在籍している学生とする。ただし、管楽器・打楽器・コントラバス専攻学生の参加は認めない。

(5) 職場・一般部門

団体構成メンバーは当該団体の団員とする。ただし、次の第8条に該当するメンバーおよび職業演奏家の参加は認めない。

- 2 その他、第7条第1項(1) -②、③および(2) -②、③に該当しない団体の参加については、理事会で参加の可否を決定する。

第8条 同一奏者が二つ以上のグループに重複して出演することは認めない。

第9条 参加者の資格に疑義があるときは、出演停止または入賞取り消しの処分をすることがある。

(編成 および 演奏)

第10条 編成は、木管楽器・金管楽器・打楽器・コントラバスによるものとする。ただし、コントラバスのみによる編成およびリコーダーの使用は認めない。

- 2 同一パートを2名以上の奏者で演奏することは認めない。
3 独立した指揮者は認めない。
4 楽器を全く使用しない演奏(手拍子や足踏み等のみ)は認めない。
5 ピアノ、チェレスター、チェンバロ、オルガン等の鍵盤楽器およびハープの使用は認めない。

第11条 演奏者は、原則として県大会と同一メンバーとする。万が一メンバーの変更の要が生じた場合、その理由と変更メンバーを事前に各県連盟理事長を通して申請し、理事長の承認を得るものとする。

第12条 出演グループは任意の1曲を演奏して審査を受けるものとする。組曲も1曲とみなす。演奏曲は県大会で演奏したものとする。

第13条 演奏時間は5分以内とし、これを超過した場合は失格とし、審査の対象としない。

第14条 出演順序と部門順は、毎年理事会において決定する。

第15条 演奏は原則としてステージ上で行う。ただし、オフステージでの演奏を希望する団体は、申込時にその旨を東関東吹奏楽連盟に申請し、許可を受けることとする。また、演奏者が何らかの理由により移動しなければならない場合は、ステージ上を移動することとし、演奏中舞台裏を上手から下手または下手から上手に移動することはできない。

第16条 著作権の存在する楽曲を編曲して演奏する場合は、事前に著作権者の許諾を受けねばならない。この許諾を受けないでコンテストに出演することは認めない。

- (注) 1) 作曲者の死後（没後）70年（国によっては50年）を経ていない大半の作品には著作権が存在する。
2) 編曲の管理は日本音楽著作権協会ではなく著作権者（作曲者またはその楽譜の出版社）が行っている。
3) 出版楽譜であっても、日本国内での演奏許諾がないものがある。

第17条 演奏開始時刻に間に合わなかった団体は、原則失格とし、審査の対象としない。

(演奏に関する諸権利)

第18条 コンテスト出演に伴うすべての演奏に関して、下記のすべての権利は東関東吹奏楽連盟に帰属し、東関東吹奏楽連盟がこれを利用することについてコンテスト出演者は何らの異議を述べることができない。

- ① ラジオ、テレビ等の放送をすること。
 - ② 利用の目的を問わず、録音・撮影をすること。
 - ③ DVD・CD等制作のための撮影・録音、および複製販売をすること。
 - ④ 写真を撮影し、その写真を複製すること。またそれらを頒布販売すること。
- ※ 参加申込書を提出した時点で、上記内容を承諾したものとみなす。

(審査 および 表彰)

第19条 東関東アンサンブルコンテストの審査員はその年ごとに各県より推薦された者から、理事会が選出し、これを理事長が委嘱する。審査員の数は原則として7名とする。

第20条 審査員公表後は、該当年度の審査員に指導を依頼したり指導を受けたりしてはならない。また、審査員への金品等の贈与は禁止する。主催者が違反行為に該当すると認めた場合、入賞を取り消しとする。

第21条 審査方法は理事会の定める東関東アンサンブルコンテスト審査内規による。

第22条 審査員の委嘱後、審査員各個人の理由により、審査員総数の7分の1以内の人員に審査不能の状態が生じ、補充が困難な場合は減員のまま審査を行うものとする。

第23条 表彰は部門ごとに金賞、銀賞、銅賞のいずれかを贈る。タイムオーバーのグループには参加賞を贈る。

(県代表)

第24条 東関東アンサンブルコンテストに各県より選出するグループ数は、次の通りとする。ただし、同一団体からの推薦は2グループまでとする。

- | | | | |
|---------|--------|-----------------|--------|
| ① 小学生部門 | 5 グループ | ② 中学生部門, 高等学校部門 | 7 グループ |
| ③ 大学部門 | 2 グループ | ④ 職場・一般部門 | 6 グループ |
- ※開催県は①, ②, ④のそれぞれに各 1 グループを加える。

第25条 各県は東関東アンサンブルコンテスト開催日の3週間以前に県コンテストを実施し、代表グループを東関東吹奏楽連盟に報告する。

(全日本アンサンブルコンテストへの推薦)

第26条 全日本アンサンブルコンテストへの推薦グループ数は次の通りとする。

- ① 各部門（小学生部門を除く）の金賞グループの中で、参加申込書にて「全国大会に出場可」としたグループより下記のグループ数を、全日本アンサンブルコンテストへ東関東支部代表として推薦する。

中学生部門	2 グループ
高等学校部門	2 グループ
大学部門	1 グループ
職場・一般部門	2 グループ

※ただし、同一団体からの推薦は1グループとする。

- ② 全日本アンサンブルコンテストへの出演順は、推薦を受けたグループにより東関東支部分について新たに抽選し決定する。

(その他)

第27条 コンテスト実施に当たって理事会が必要と認めた場合は、共催または後援団体を持つことができる。また、賞状・賞品の授与を受けることができる。

第28条 東関東アンサンブルコンテストの実行委員会はその年度ごとに選出する。

第29条 その他開催上の細目については実行委員会が定める。

第30条 この規定は理事会の議決により改定することができる。

第31条 (付則)

- (1) この規定は、平成21年4月1日より施行する。
- (2) 平成22年10月 2日 一部改定
- (3) 平成23年 6月 12日 一部改定
- (4) 平成28年 1月 24日 一部改定
- (5) 平成30年 6月 9日 一部改定
- (6) 令和 元年 5月 3日 一部改定
- (7) 令和 元年 6月 8日 一部改定
- (8) 令和 4年 4月 1日 一部改定
- (9) 令和 4年 12月 3日 一部改定
- (10) 令和 5年 12月 2日 一部改定
- (11) 令和 6年 5月 3日 一部改定